

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十一年教育委員会規則第九号）

改 正 案

第六条の二 条例第十条の七第一項の教育委員会の定める主任等は、次の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

略	小学校	教務主任、三学級以上の学年に置かれる学年主任、六学級以上の学校に置かれる保健主事及び生徒指導主事並びに十二学級以上の学校に置かれる研究主任
略	中学校	教務主任、三学級以上の学年に置かれる学年主任、三学級以上の学校に置かれる生徒指導主事、六学級以上の学校に置かれる保健主事及び進路指導主事並びに九学級以上の学校に置かれる研究主任

現 行

第六条の二 条例第十条の七第一項の教育委員会の定める主任等は、次の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

略	小学校	教務主任、三学級以上の学年に置かれる学年主任並びに六学級以上の学校に置かれる保健主事及び生徒指導主事
略	中学校	教務主任、三学級以上の学年に置かれる学年主任、三学級以上の学校に置かれる生徒指導主事並びに六学級以上の学校に置かれる保健主事及び進路指導主事